

Legal professional corporation 2014.12 vol. 12

# GRACE News Letter

CONTENTS

● TOPICS	ご挨拶	代表弁護士	古手川 隆 訓
● コラム	遺産分割と遺言	弁護士	茂 木 佑 介
● いま注目の企業紹介	株式会社ライフデザイン	代表取締役	林 龍 志 様
● グレイス・スケジュール	年末年始の営業のご案内、2015年法人・事業主向けセミナーのご案内		
● 事務員コラム	商品・サービス紹介編「創友環境システム株式会社」	事務員	西 川 碧

## TOPICS ☆ ご挨拶

本年も格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。



代表弁護士 古手川 隆訓

弁護士法人グレイス代表の古手川です。本年も大変お世話になりました。

本年、グレイスは、6名の弁護士で3つのチームを組織し、以下の点に重点的に取り組みました。

- ① 中小企業の皆様の法的分野に留まらないサポート業務
- ② 交通事故分野における、適正な賠償金の獲得
- ③ 家事（離婚、相続等）

チーム化した結果、各弁護士の専門性が高まり、これまでよりも、より迅速な解決が可能となりました。また、11月に事務所を増床し、会議室だけの部屋を作ることが出来ました。会議室の数も増加し、急な打ち合わせにも対応できるようになりました。

来年1月には、弁護士が1名増えて7名となります。職員数も増加したため、来年は、債権回収に特化したチームを組織し、従来の法律事務所では対応が困難であった、件数が大規模な債権回収業務に取り組んで参ります。来年も、どうぞ宜しくお願い致します。



弁護士  
大武 英司

### 企業法務

今年で当事務所の顧問先様はついに合計約150社となりました！そして、契約書の作成本数グレイス史上最多！債権回収受任案件グレイス史上最多！そして何より頂いた名刺の数もグレイス史上最多でした！来年以降も、企業法務チームがご提供すべき法的サービスをますます整備・拡充させていく所存です。

また、来年は企業法務チーム主催のセミナーを年3回にわたり開催致します。多くの企業様が利用されている業務委託をテーマとして「下請法」を念頭においたセミナーを行う予定であります。皆様のご参加を心よりお待ちしております！



弁護士  
黒崎 裕樹

### 交通事故

今年1年間、ご愛顧くださり、誠に有難うございました。今年、交通事故チームは100件以上の案件を受任し、70件以上の案件を解決して参りました。医師と膝をつき合わせて議論を交わし、保険会社とは丁々発止のやり取りを繰り返して、裁判官には毅然と立ち向かい、ここまで数字を積み上げて参りました。

なお、来年は、「交通事故チーム」から「事故チーム」へと本格的に衣替えをし、交通事故に限らず身体の傷害に関する案件を幅広く取り扱っていく所存です。来年も引き続き被害者救済のためにまい進して参りますので、どうぞご期待ください。



弁護士  
茂木 佑介

### 家事

弁護士の茂木佑介です。本年より家事チームのリーダーに就任し、主に離婚や相続等、皆様の家庭の紛争について担当させて頂きました。

本年は「交渉」によるスピード解決という点を強く意識し、取り組んで参りました。その結果、時間の要する裁判になることなく、次々と事件を解決できました。なお、今年も一度も敗訴することなく、交渉で殆どの案件を解決しております。来年もまた、皆様にご満足頂ける結果を残すことが出来るよう、「交渉力」に更なる磨きをかけていく所存ですので、宜しくお願い致します。

## 「遺産分割と遺言」

～事前の準備が大切です～

弁護士  
茂木 佑介



主に家事事件を担当している弁護士の茂木佑介です。家事事件は、大きく分けて離婚・離縁等の親族に関する事項と、相続に関する事項があります。今回は経営者の皆様が特に懸念されている相続にまつわるお話です。

被相続人が死亡した際、被相続人が死亡時に有していた財産（遺産）について、個々の相続財産の権利者を確定させる為に、「遺産分割」という手続をする必要があります。遺産分割手続を行うにあたっては、そもそも、何が「遺産」に含まれるのか、「遺産の範囲」を確定する必要があります。

不動産や現金が遺産分割の対象財産となることには異論がありません。その他、不動産賃借権、損害賠償請求権、株式、社債、知的財産権（著作権、工業所有権、商号権等）や特定可能な動産等も遺産分割の対象となります。

他方、預貯金等の金銭債権は、遺産分割協議を待つまでもなく、相続開始とともに当然分割され、各相続人に法定相続分に応じて帰属するとされており（判例）、遺産分割の対象財産とはなりません。その他、生命保険金、死亡退職金、遺族給付金等も原則として遺産分割の対象財産とはなりません。

その他、投資信託、貸付信託、ゴルフ会員権等、その実態によって遺産分割の対象財産となるか否かの判断

が分かれるものもありますので、詳しくは当事務所にご質問ください。

被相続人が事前に何らの定めもなく死亡した場合、どの財産をどのように分割するかについて紛争となるケースが数多くあります。そのような事態を防ぐ為、事前に遺産分割の対象とする財産と遺産分割の方法を定める手段として、いわゆる「遺言」があります。

一般的によく利用される遺言の種類としては、遺言者が、遺言書の全文、日付及び氏名を自分で書き、押印して作成する方式の「自筆証書遺言」と、遺言者が遺言の内容を公証人に伝え、公証人がこれを筆記して公正証書による遺言書を作成する方式の「公正証書遺言」があります。いずれの遺言も、方式と要件を具備している限り有効ですが、後々の紛争のリスクを抑える為には、「公正証書遺言」の方がより適切であると考えます。

以上のとおり、遺言によれば、各相続人の「遺留分」を侵害しない限り、遺産分割の対象とする財産と遺産分割の方法を自由に定めることができます。

もっとも、遺言者が認知症に罹患している場合等は、後に遺言の有効性について争いとなることがあります。そこで、遺言を作成するにあたってどのような準備をすべきか、事前に当事務所にご相談ください。皆様の財産が皆様のご希望に沿う形で分割されるよう、当事務所は最適なアドバイスをさせていただきます。

## セミナー・講演実績

### 知的財産権の攻めと守り（講師：黒崎弁護士）

11月27日に第10回セミナーを行いました。「知的財産権の攻めと守り」をテーマに、特許法、実用新案法、著作権法、意匠法、商標法、不正競争防止法など、幅広く知的財産権の基本についてお話致しました。「どうやったら権利保護や被害回復を図れるか」のみならず、「どうやったら保有している知的財産権を活用できるか」まで、経営者の方々が普段関心を持たれる点について、解説致しました。

知的財産権は、鹿児島島の企業がより一層存在感を増すために重要なツールとなって参ります。お悩み事がございましたら是非一度ご相談ください。今年のセミナーは第10回をもって終了となりました。来年もまた宜しくお願致します。

## いま注目の企業紹介

株式会社ライフデザイン

不動産業、コンサルティングで霧島地区をベースに創業4年目を迎えられました。来春には鹿児島市へ進出ですね。35才のとき、一人でスタートしました。1年経過してやっていけると思い、人材にも恵まれて営業職を2名採用しました。会社は仕組みで回るものと考え、更に事務職2名を入れたことで軌道に乗りました。現在は営業4名で計8名の従業員の所帯です。主たる事業は売買ですが、買い主を相手にするのではなく、売り主の物件を受託する実践的売買です。3区分している霧島市（国分・隼人）エリアを出て4つ目の拠点に鹿児島市の天文館・中央駅地区を選びました。



代表取締役  
林 龍志 氏

鹿児島市を広域的にカバーするのではなく、ピンポイントなのです。賃貸は扱わず、売買中心は珍しいのでは。霧島市（国分・隼人）エリアも3区分して、売り主目線で動けるよう営業は地区専属にしています。鹿児島市も同様に選択と集中で活動地区を絞っています。エリアを増やすときは営業マンを増やせる場合だけです。また、多くの業者さんは賃貸を扱いますが、私たちは売買に特化することで生き残る戦略です。専門性を打ち出すことで競合もせず、更に売買は夢を売る可能性にも繋がるので自ずと仕事の達成度が高くなります。

正に「ライフデザイン」ですね。売買は仲介に加えて、リノベーションと新築分譲のプロデュースが強みであるところ。リフォームではなく、ニーズに合わせた多彩なリノベーションによって付加価値を与え、中古物件を生まれ変わらせます。新築分譲は、霧島地区では初となるミニ展示場スタイルで、4社の工務店に予算一律で一戸建てを作ってもらうことにチャレンジしました。反響は大きかったです。考えたのは、

透明性の追求です。お客様に選んでもらうためには、お仕着せのプランではなく、具体的な事例を目の前に出現させることで初めて可能になると思いました。その意味でこの4棟をクラフターズハウスと名付けました。「私たちの創る家」で夢のある生活を実現してほしいと願っています。

新築分譲の新しいスタイルですね！ところで、グレイスの古手川代表との出会いは強烈だったとか。

年齢は一つ違いです。初めて会ったときは圧倒されました。私の求めているものの多くを話してもらえました。サラリーマン時代から何でも自分で決めて道を切り開いてきましたが、事業を法律に則って解決することの大切さを身を以て経験しました。商売には互いの言い分があるのは当然です。だからこそ立ち止まり迷うことは禁物なのです。的確に進むべき道を言い当ててくれる安心は他に代えがたいものがあります。不安がよぎればトラブルのサインです。その手前の準備は欠かせません。

弁護士法人グレイスの取組スタイルは如何でしょう。今後のご要望もお聞かせ下さい。

弁護士さんは年輩者で気難しいといった程度の想像でしたが、グレイスは事務所が広く明るくて、スタッフもしっかり、そしておもてなしの心を備えています。古手川代表とは年次が近いこともあります。自己成長をすることで共に発展し、地域のナンバーワンを目指していければと思います。そしてグレイスを通じて事業者同士の連携の場となって頂くことも期待したいところです。

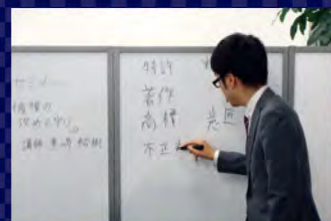
『住は聖職である』、その思いをお聞かせ頂きありがとうございました。

## 株式会社 ライフデザイン

事業内容／不動産売買・新築販売・不動産コンサルティング  
所在地／〒899-4322  
鹿児島県霧島市国分福島2丁目27番17号  
代表／代表取締役 林 龍志  
創業・設立／2011年6月2日  
資本金／300万円  
従業員数／8名（平成26年11月現在）



※これまでのインタビューの様子はHP「顧問先様の声」にてご覧頂けます。



本年も皆様より格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。  
来年も誠心誠意努力する所存ですので、より一層のご支援を賜りますよう、所員一同心よりお願い申し上げます。

■ 年末年始の営業のご案内

年末は、12月26日(金)18時30分まで、年始は、1月5日(月)9時からの営業となっております。

12/25 (木)	12/26 (金)	12/27 (土) ~ 1/4 (日)	1/5 (月)	1/6 (火)
通常営業 9:00 ~ 18:30		休業	通常営業 9:00 ~ 18:30	

■ 2015年法人・事業主向けセミナーのご案内

3月より、いよいよセミナーが再開致します。各種業務委託契約に関する法的問題を題材とした『下請法』を解説するなど、全5回の開催予定です。スケジュール等詳細につきましては追ってお知らせ致します。

3月からの開催に向けて鋭意準備中です。どうぞお楽しみに!

※実際とは異なる場合があります。

■ 事務員コラム

商品・サービス紹介編



事務員 西川 碧

顧問先様にご応募頂きました『企業様の商品・サービス紹介』は2回目の紹介です。今回は大隅半島で数少ない、産業廃棄物の中間処理施設を運営する「創友環境システム株式会社」様です。

VOL.2  
創友環境システム株式会社

産業処理業は現代社会を維持する上で必要不可欠ですが、一方で残念なことに施設受入先の市町村では課題が生まれるのも事実です。

そのような中、『環境保全』を前面に押し出して地道な取り組みをしてきたのが、創友環境システム様です。県が大隅地区発展のために大規模施設を求めていることもあり、その後押しをうけて、創友環境システム様は地元市町村と歩調を合わせて町内会との協議を熱心に行い、実現に向けて活動をされています。さらに、『排出事業者責任』を明確に打ち出し、「適正な処理には適正な料金が必要!」と業界リーダーとしての自負心も旺盛です。

さて、環境保全のための特徴的な取り組みとしてご紹介したいのは、『グリーンコンテナ』です。このコンテナは分別収集を徹底することで、より環境に配慮した処理を進める手段として活用されています。お値段は通常の混載コンテナだと1万2千円型(小)と2万4千円型(大)になりますが、『グリーンコンテナ』は1万円型と2万円型にすることが出来ます。コストが低減できる上に環境にも優しいとなれば、より合理性が高まるというものです。

創友環境システム様の取り組みが理解され、地域の産業の発展に繋がれば幸いです。

『商品・サービス紹介』は随時募集しております。企業間のビジネスマッチングの場としての効果も期待できますので、是非ご活用ください。



▲点検は全員で行うのが鉄則

このマークを目印に  
▼ グリーンコンテナ



DATA  
創友環境システム株式会社  
鹿屋市串良町上小原4837番地  
TEL 0994-63-0138  
WEB <http://soyu-env.com/>

弁護士法人グレイスに「ブログ」があるのはご存知ですか？

《弁護士ブログ》法律に関する記事や、弁護士のプライベートでの出来事など  
<http://ameblo.jp/kote-law/>

《事務局ブログ》事務員のプライベートでの出来事、事務所の業務風景、雑学など  
<http://ameblo.jp/kotegawalaw-stuff/>

ブログ随時  
更新中です

アメブロ 弁護士法人グレイス 検索  
(当事務所HPからもアクセス可)

全ては依頼者の最大の利益の為に  
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら！  
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間：平日9:00～18:30  
※緊急案件については土日でもご対応  
できる場合があります